

議案第 85 号

山都町水力発電所条例を廃止する条例の制定について
山都町水力発電所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町清和水利発電所を公用として供しなくなることに伴い、山都町水力発電所条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水力発電所条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水力発電所条例を廃止する条例

山都町水力発電所条例（平成17年山都町条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

清和水利発電所の現状及び廃止の理由

清和水利発電所は、石油代替エネルギーの一つとして緑川本流の既設砂防ダム堰堤から取水するべく計画され、平成 16 年 8 月に建設工事が着工、平成 17 年 3 月に竣工し、翌 4 月に稼働を開始し現在に至っています。

稼働開始以降は発電量を順調に伸ばし、変動はあるものの年間 100 万 kWh 前後で推移し、平成 24 年に始まった固定価格買取制度（F I T 法、税込 33.19 円/kWh）も相まって年間の売電料が 3,600 万円に達したこともあり、平成 31 年度には起債償還も終え、令和 4 年度には累計での収支が黒字に転じました。

しかし、その後水位が下がる一方で出水期には土砂が多く流れ込み、やむなく稼働を停止する事態が増えたため、発電量は低水準で推移し、特に令和 5 年度は悪天候により流入する土砂が増えたことにより稼働停止期間が長期に及び、年間 20 万 kWh に留まっています。なお、同年度末に県による砂防堰堤内の浚渫が実施されましたが、土砂の移動のみで搬出は行われず発電量低下の解消には至っていません。

更に清和水利発電所の F I T 法適用が令和 7 年 6 月末で終了し、その後の売電単価が税込 7 円/kWh と大幅に低下（1/4 以下）したため、点検費や機器の更新など維持管理に要する費用と比較し、今後の収益が見込めず、累積赤字が拡大することが予想されるため、清和水利発電所は F I T 法適用の終了をもって発電を停止することが妥当という結論に達したものです。

清和水利発電所のこれまでの収支、今後の予測

和暦	西暦	経過 年数	FIT 期間 経過 年数	精密 点検	歳入	歳出	起債償還	収支 (歳入-歳出-起債)	累計
H15	2003				7,900,000	9,528,500	0	△1,628,500	△1,628,500
H16	2004				232,374,000	275,890,663	335,500	△43,852,163	△45,480,663
合計					240,274,000	285,419,163	335,500	△45,480,663	
H17	2005	0			5,416,927	1,550,779	2,479,294	1,386,854	△44,093,809
H18	2006	1			8,283,345	9,897,870	2,795,395	△4,409,920	△48,503,729
H19	2007	2			10,046,610	5,045,025	2,799,012	2,202,573	△46,301,156
H20	2008	3			12,053,580	4,458,217	15,192,039	△7,596,676	△53,897,832
H21	2009	4			10,025,494	2,544,739	15,082,038	△7,601,283	△61,499,115
H22	2010	5			9,221,730	3,469,133	14,972,038	△9,219,441	△70,718,556
H23	2011	6		○	9,911,790	9,690,619	14,864,600	△14,643,429	△85,361,985
H24	2012	7			20,285,177	4,470,497	14,752,038	1,062,642	△84,299,343
H25	2013	8	1		28,045,350	2,728,058	14,642,038	10,675,254	△73,624,089
H26	2014	9	2		36,880,859	4,234,940	13,666,343	18,979,576	△54,644,513
H27	2015	10	3	○	29,333,310	20,201,486	13,557,699	△4,425,875	△59,070,388
H28	2016	11	4		28,990,301	4,798,257	13,446,342	10,745,702	△48,324,686
H29	2017	12	5		19,221,903	7,601,223	13,336,343	△1,715,663	△50,040,349
H30	2018	13	6		19,024,146	4,843,226	13,226,342	954,578	△49,085,771
H31	2019	14	7		26,796,289	5,195,238	13,116,493	8,484,558	△40,601,213
R2	2020	15	8	○	25,285,131	8,233,577		17,051,554	△23,549,659
R3	2021	16	9		18,542,750	7,590,085		10,952,665	△12,596,994
R4	2022	17	10		27,467,906	5,223,611		22,244,295	9,647,301
R5	2023	18	11		6,691,531	6,095,926		595,605	10,242,906
R6	2024	19	12		16,428,578	5,595,496		10,833,082	21,075,988
R7	2025	20	13	○	4,785,697	116,500,000		△111,714,303	△90,638,315
R8	2026	21			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△92,278,315
R9	2027	22			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△93,918,315
R10	2028	23			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△95,558,315
R11	2029	24			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△97,198,315
R12	2030	25		○	3,360,000	10,000,000		△6,640,000	△103,838,315
R13	2031	26			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△105,478,315
R14	2032	27			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△107,118,315
R15	2033	28			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△108,758,315
R16	2034	29			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△110,398,315
R17	2035	30		○	3,360,000	20,000,000		△16,640,000	△127,038,315
R18	2036	31			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△128,678,315
R19	2037	32			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△130,318,315
R20	2038	33			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△131,958,315
R21	2039	34			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△133,598,315
R22	2040	35		○	3,360,000	10,000,000		△6,640,000	△140,238,315
R23	2041	36			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△141,878,315
R24	2042	37			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△143,518,315
R25	2043	38			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△145,158,315
R26	2044	39			3,360,000	5,000,000		△1,640,000	△146,798,315
合計					436,578,404	359,968,002	177,928,054	△101,317,652	
事業合計					676,852,404	645,387,165	178,263,554	△146,798,315	